

留萌都市計画（留萌市） （非線引き都市計画区域）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

I. 都市計画の目標

1. 基本的事項

（1）目標年次

この方針では、留萌都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和 12 年（2030 年）の姿として策定する。

（2）範囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

留萌都市計画区域	市 町 名	範 囲	規 模
	留 萌 市	行政区域の一部	約 4,983 ha

2. 都市づくりの基本理念

本区域は、道北連携地域留萌地域の南部に位置し、日本海に面しており、日本海のニシンをはじめとする漁業の繁栄とともに、留萌川の河口を中心に市街地が形成されてきた。

産業については、日本海の豊富な海の幸を背景とした水産関連産業を基幹産業とし、留萌地域の中心都市として各種機能が集積した港湾物流拠点都市として発展してきた。

しかし、近年は、基幹産業である水産加工業の停滞に加え、人口減少や少子高齢化の進行に伴う中心市街地の活力の低下が進んでおり、まちなかの明るさ、楽しさづくりを進めるなど、魅力ある中心市街地づくりが求められている。

さらに、公共施設の郊外立地に伴い、市街地内の未利用地も多く見られ、これらの有効利用を図るとともに、まち・まちなかを支える道路網の整備、交流ネットワークの形成を進め、市民の動きの活性化を図る必要がある。

また、高齢者が暮らしやすい住環境や特色ある住宅地の整備、まちの骨格となる緑の形成、保全などによる、やさしい住環境の形成が求められている。

留萌市では、港湾物流都市としての社会的、自然的条件を生かし、「みんなでつくるまち・ひと・きぼう 次の時代へ続く留萌」をテーマに、安全・安心なまち、充実した教育と健康のまち、活力のあるまち、コンパクトなまちを目指すべき都市像として、その実現に向けては、「活力に満ち、質的な豊かさを感じるまち・るもい」をまちづくりの基本理念とし、

- ・息長く活力やにぎわいを維持できるコンパクトなまち
- ・市民が身近に、親しみをもって暮らせるまち
- ・歴史や記憶、雄大な自然を尊重し、共に生きていくまち

を目指すこととしている。

本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえるとともに、今後は人口の減少や少子高齢化が進行することから、市街地の拡大を抑制し、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、都市の防災性の向上が図られ、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造、さらには、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を目指す。

II. 区域区分の決定の有無

1. 区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林漁業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、人口は減少の傾向を示し、産業については停滞している状況であり、今後ともこれらが増加、発展に転じることは容易ではないと推測される。

また、世帯数についても減少の傾向を示しており、今後は未利用地等を有効活用しながら、これまで整備等を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林漁業と健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

III. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域では、留萌港及び留萌駅を中心とし、3・2・8号西5号通(国道231号、国道233号、主要道道留萌港線)及び3・2・15号留萌通(国道231号)を基軸とし、計画的に市街地の整備が進められてきた。

しかしながら、近年は、人口の減少や少子高齢化に伴うコミュニティの衰退、空き店舗の増加による商業業務機能の衰退、工場等の撤退などが課題となっている。

このため、本区域では、都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする「コンパクトなまちづくり」を目指し、住宅地、商業業務地及び工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。

① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、専用住宅及び一般住宅地で構成する。
- ・専用住宅地は、沖見町地区、平和台地区、潮静地区及び東雲町地区の東側などに配置し、ゆとりある敷地環境を有するとともに、留萌の地形や眺望、緑の潤いを楽しむことを大切な価値とする質の高い低層専用住宅地として良好な住環境の形成及び保全を図る。
- ・一般住宅地は、中心商業業務地から山側の比較的平坦な市街地に配置し、商業業務地の利便性を享受できる周辺住宅地のための生活利便施設の立地を許容しつつ中低層住宅地として良好な住環境の形成及び保全を図る。

② 商業業務地

- ・本区域の商業業務地は、中心商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。
- ・中心商業業務地は、3・2・15号留萌通(国道231号)と3・2・8号西5号通(国道231号)の交差部からJR留萌駅にかけて配置することとし、交通結節点としての利便性の高さを生かすとともに、気軽に立ち寄ることができる広域交流拠点の形成やにぎわいの回復を目指し、交流施設、中層住宅などが複合的に立地する密度の高い商業業務地の形成を図る。
- ・沿道商業業務地は、寿町地区の3・2・15号留萌通(国道231号)沿道に配置し、沿道サービス施設等の立地を図るとともに、緑の街道として、緑豊かなスペース

の確保を誘導する。

③ 工業・流通業務地

- ・本区域の工業・流通業務地は、専用工業地及び一般工業地で構成する。
- ・専用工業地は、大町地区及び塩見町地区に配置し、石油備蓄施設等の機能の維持を図る。
- ・一般工業地は、春日町地区、堀川町地区及び東雲町地区の西側、留萌港周辺及び3・2・8号西5号通(国道233号)の沿道に配置し、工業系土地利用を促進する。
- ・一般工業地のうち、留萌港周辺については、臨港地区を定め、港湾計画に基づく適切な土地利用を図り、流通業務施設等を含め、港湾機能と連動した工業施設やバルク系貨物取扱関連企業等の立地を進める。
- ・一般工業地のうち、堀川町地区及び東雲町地区の西側については、深川留萌自動車道が開通し都市間交通の利便性が向上するため、既存の水産加工業関連施設のほか、流通業務関連施設の立地の促進により、工業系土地利用の集積を図る。
- ・一般工業地のうち、3・2・8号西5号通(国道233号)の沿道には、軽工業施設や沿道サービス系工業施設、流通業務施設等の複合的な立地を図る。

④ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・市立病院の整備が行われた東雲町地区は、医療福祉ゾーンとして、住居専用地域から一定程度の用途を容認する住居地域への複合化を検討し、関連施設の誘導を図る。
- ・市街地縁辺部の国道沿道については、郊外型の大規模小売店舗などの立地が想定されることから、本区域の都市構造や土地利用の方針を踏まえ、特別用途地区の指定など適切な対応を図る。

(2) 市街地の土地利用の方針

① 土地の高度利用に関する方針

中心商業業務地においては、そのにぎわいの復活に向け、複合施設や交流の場としての公園の整備を検討し、市街地の再整備を進めていく。

② 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・高台に広がる平和台地区や沖見町地区、潮静地区、東雲町地区の東側などについては、環境と調和した緑豊かな質の高い低層専用住宅地として、必要に応じて地区計画等を活用することにより、良好な住環境の維持を図る。
- ・中心商業業務地の周辺の住宅地において、コンパクトなまちの形成を先導する住宅地として、防災性の向上にあわせた土地利用の有効活用を図る。

③ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

留萌神社周辺の樹林地は、市街地の数少ない自然環境を有する緑地として広く市民に親しまれており、今後ともその保全に努める。

(3) その他の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域のうち、集团的農用地や、国営・道営の土地改良事業等各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興区域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象とはしない。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・ 洪水、浸水、津波、高波、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街地を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。
- ・ 土砂災害特別警戒区域に指定されている堀川地区等については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制する。
- ・ 既存市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、災害の防止に努める。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

水源かん養保安林、土砂流出防備保安林等については、森林の持つ公益的機能の維持・増進に努め、今後とも適切な保全を図る。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・ 国道 233 号沿道の既存集落である大和田地区等の用途地域の指定のない区域については、周辺環境と調和した土地利用がなされていることから、無秩序な土地利用や市街地の拡大を防ぐため、特定用途制限地域等を定めることにより、土地利用の整序を図り、引き続き住環境の維持・改善を図る。
- ・ 留萌川の河口に位置する留萌港では、導流堤の改築整備が行われており、竣工後は、港湾計画に基づく適切な港湾土地利用を図る。
- ・ 三泊地区については、港湾施設整備が実施されており、竣工後は用途地域及び臨港地区を定め、港湾計画に基づく適切な港湾土地利用を図るとともに、国道 232 号沿道の建築物が連担する地区についても、必要に応じて用途地域等を定めることにより、土地利用の整序を図る。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域は、道北連携地域留萌地域の南部に位置する地方中小都市であり、今後とも都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。

このため、広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・ 都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・ 多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・ 歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・ 公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の整備を進める。
- ・ 本区域は、留萌、北空知及び旭川方面の物流の拠点である重要港湾留萌港を有

することから、物流の効率化と円滑な市街地内交通に配慮した道路網の形成に努める。

b 整備水準の目標

交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、当面の整備水準は以下のとおりとする。

	平成 27 年 (2015 年) (基準年)	令和 12 年 (2030 年) (目標年)
幹線街路網密度	2.78 km/km ²	3.15 km/km ²

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

- ・ 3・3・2号南4条通(国道232号)、3・2・8号西5号通(国道231号及び233号、主要道道留萌港線)、3・2・15号留萌通(国道231号)、3・3・16号塩見通(国道232号)及び3・4・18号見晴通(一般道道浜中元川線)を都市の骨格となる道路とする。
- ・ 3・4・6号北8条通(主要道道留萌停車場線)、3・4・7号停車場通(主要道道留萌停車場線)、3・4・17号春日通(一般道道留萌小平線)及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。

b 交通結節点等

3・4・7号停車場通(主要道道留萌停車場線)にJR留萌本線留萌駅の駅前広場を配置し、今後とも交通結節点機能を確保する。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施する主要な事業は次のとおりとする。

3・4・18号見晴通(一般道道浜中元川線)の整備を促進する。

(2) 下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

ア 下水道

生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図り、都市の健全な発展と衛生環境の向上に資するため、下水道整備を推進する。

イ 河川

自然環境等に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に努める。

b 整備水準の目標

ア 下水道

本区域の下水道普及率は、平成27年(2015年)で84.3%であり、今後も市街地の普及を目指し、整備の促進を図る。

イ 河川

河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

② 主要な施設の配置の方針

a 下水道

留萌公共下水道については、船場町地区に処理場を配置し、排水区域内に幹線管渠を適切に確保する。

b 河川

留萌川を主とする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境と市街地が融合する河川及び水辺空間の整備に努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

市街地内の下水道未整備地区の汚水管渠と中部及び南部排水区の一部の雨水管渠の整備を促進するとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら改築更新を行う。

(3) その他の都市施設

- ・やすらぎ聖苑（火葬場）及び留萌地方卸売市場については、それぞれの施設の整備等に関する計画を踏まえて適正な維持管理又は建替整備等を行い、必要に応じて都市計画変更を行う。
- ・ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設について、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

中心商業業務地及びその周辺については、留萌の魅力が感じられるまちの顔として、密度の高い土地利用へ誘導するとともに、必要な市街地開発事業の検討を行うための土地区画整理事業調査を実施した上で、にぎわいの回復、活性化を図るため土地区画整理事業や市街地再開発事業等の市街地開発事業を推進する。

4. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

本区域における緑地の形態は、市街地の北部を日本海に流下する留萌川の河川空間と、市街地南北から包みこむように展開する背後の樹林地を骨格とするくさび型のパターンを基本とする。

本区域の都市環境の形態を踏まえた上で、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及び各系統その他の機能が総合的に発揮され、かつ、緑とオープンスペースのネットワークの形成やコンパクトなまちづくりに対応するように緑地の整備、再整備又は保全を行い、緑地全体の適正配置を図る。

また、公園施設については、適正な維持管理による長寿命化を図るとともに、中長期的な視点に立った計画的な更新等を行う。

(2) 緑地の配置の方針

① 緑地系統ごとの配置方針

a 環境保全系統

都市環境を良好なものとして維持していく上で重要な市街地背後に広がる樹林地及び市街地内の留萌神社周辺の樹林地の保全を図る。

また、都市の骨格となる緑地として、見晴公園、神居岩公園、浜中運動公園及び春日高台公園を配置する。

b レクリエーション系統

日常圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、各街区の街区公園、各住区の近隣公園及び船場公園を配置するとともに、週末圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、見晴公園、神居岩公園、浜中運動公園及び春日高台公園を配置する。

c 防災系統

災害時における避難地として街区公園及び近隣公園の一部、見晴公園及び浜中運動公園を配置するとともに、周辺環境の保全を図るために高砂町地区及び花園町地区に緩衝緑地機能を有する広路を配置する。

d 景観構成系統

市街地内の都市景観を良好なものとして維持していく上で、留萌神社周辺の樹林地の保全を図る。

また、都市景観の向上に資するため、幹線道路における街路樹の緑化を推進する。

② コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針

コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園等緑地の適正配置を進める。

また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、長期未着手公園等の見直しを含めて、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的に進めるため、都市緑地法の規定に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定を検討するとともに、各種計画等を踏まえた上で、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区として定める。